

「都市部及び山村部における地籍整備の促進策（国土審議会土地政策分科会企画部会地籍調査促進検討小委員会中間取りまとめ）」の概要

1 都市部における地籍整備の促進策

都市再生街区基本調査の成果に加え、地積測量図などの民間測量データを活用するなどにより、公図と現況のずれの程度に応じた取組を以下のように実施する。

① 公図と現況が概ね一致する地域

→ 都市再生街区基本調査の成果を用いて公図を補正し、世界測地系の座標値を付与することで、登記所に備え付けることのできる14条地図^(注1)化を図る。

② 公図と現況が大きく異なる地域

→ 公図の補正が極めて困難であるため、通常の地籍調査か法務省の登記所備付地図作成作業により対応する。

③ 公図と現況が一定程度一致する地域

→ 都市再生街区基本調査など官民境界データの成果に加え、地籍測量図、立会済みの実測図などの民間測量データを活用し、効率的な地籍整備を目指す。

2 山村部における地籍整備の促進策

(1) 境界確認の効率化に向けた調査手法の見直し

不在村者の境界確認について、代理人を積極的に活用するとともに、地元精通者の協力による筆界案の作成・送付による同意の取付けを検討する。

(2) 包括外部委託の導入

面積の広大な山村部の地籍調査にかかる労力の軽減のため、現在都市地域にのみ認められている包括外部委託を山村部にも導入することを検討する。

(3) 新技術の活用等による簡易な測量手法の導入

D G P Sによる測量手法やデジタル方位距離計の活用等について検討する。

(4) 林野庁との連携

都道府県の林務担当部局と地籍調査担当部局とが連携して地籍調査の促進を図る方策、国による関連地方公共団体に対する地籍調査の働きかけや積極的支援のための方策などについて検討する。

3 地籍整備全般の促進策

(1) 公共事業との連携

用地部局、道路部局等の公共事業関係部局との連携により地籍調査を促進する。

(2) 新規着手市町村等への支援

現行の地籍アドバイザー制度において、地籍調査の経験者のかた、土地家屋調査士等の活用を検討する。

(3) 一筆地調査の促進に向けた取組

筆界案送付制度の活用のために、筆界案の内容を充実するとともに、運用方法のマニュアルを整備する。

(4) 民間測量成果の活用

① 19条5項指定制度^(注)の活用

都市再開発、民間の宅地開発などで作成された測量成果について、地籍調査の成果として扱えるよう、関係業界に対し、19条5項指定制度を周知徹底するとともに、指定の申請について積極的な働きかけを行う。

② 民間測量成果を活用した効率的な地籍調査手法の検討

19条5項指定制度の要件を満たさない民間測量成果や電気・ガス会社などの保有するデータも活用した地籍調査の効率的な実施手法を検討する。

(5) 都市再生街区基本調査成果の民間利用の促進

都市再生街区基本調査の成果を民間測量において活用することにより、19条5項申請をより容易にすることについて検討する。

(6) 法務省との連携

① 法務局との連携

地籍調査の実施や未着手市町村への働きかけについて、法務局との連携を図る。

② 筆界特定制度の利用

筆界特定制度を利用することにより筆界未定の数を減らし、地籍調査の促進を図る。

③ 登記所備付地図作成作業との連携

市町村が行う官民境界の整備と法務省が行う登記所備付地図作成作業による民民境界の整備を連携して地籍整備を促進する手法を検討する。

(7) 広報の充実

地籍調査の内容や進捗状況について、よりわかりやすい形で国民に示す方策を検討する。また、従来の広報活動の効果を検証し、より一層効果的な広報活動を行う。

(注1) 14条地図：各土地の区画及び地番を明確にした精度の高い図面であり、不動産登記法第14条第1項に基づき登記所に備え付けられているもの

(注2) 19条5項指定制度：国土調査法第19条第5項に基づき、地籍調査以外の事業で作成された地図及び簿冊について、地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定する制度